

小林市保育料一覧表

※幼稚園、認定こども園（教育）					
小林市			国		
小林市の階層区分		1号認定	国の階層区分		1号認定
区分	定義	教育標準時間	区分	定義	教育標準時間
A	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0	第1	生活保護世帯	0
B01	市町村民税非課税世帯（ひとり親等の世帯）	0	第2	市町村民税非課税世帯（所得割非課税世帯を含む）	3,000
	（上記以外の世帯）	1,000			
B02	市町村民税所得割非課税世帯（ひとり親等の世帯）	0	第3	市町村民税所得割課税世帯	3,000
	（上記以外の世帯）	3,000			
C01	市町村民税所得割課税額48,599円以下（ひとり親等の世帯）	2,500	第4	市町村民税所得割課税額211,200円以下	20,500
	（上記以外の世帯）	6,000			
C02	48,600円以上77,100円以下（ひとり親等の世帯）	3,000	第5	市町村民税所得割課税額211,201円以上	25,700
	（上記以外の世帯）	10,000			
D01	77,101円以上144,100円以下	14,000	第1	市町村民税所得割課税額211,200円以下	20,500
D02	144,101円以上211,200円以下	15,000	第2	市町村民税所得割課税額211,201円以上	25,700
E01	211,201円以上300,999円以下	17,000	第3	市町村民税所得割課税額211,201円以上	25,700
E02	301,000円以上	20,000	第4	市町村民税所得割課税額211,201円以上	25,700

副食費免除対象ライン
※区分：A～C02

・兄弟が幼稚園年少から小学校3年生までの場合、最年長の児童から順に2人目の児童を第2子（保育料半額）、3人目以降の児童を第3子（保育料無料）とします。ただし、兄弟が生計を一にしている場合、B01、B02階層の世帯は最年長（年齢制限なし）から順に2人目を第2子（保育料半額）とし、C01、C02階層の世帯は、最年長（年齢制限なし）から順に2人目を第2子（保育料半額）、3人目以降を第3子（保育料無料）とします。また、兄弟が生計を一にしているひとり親等の世帯の場合、B01からC02階層の世帯は、最年長（年齢制限なし）から順に2人目を第2子（保育料半額）とします。

・上記保育料以外に給食費やバス代等の実費負担があります。実費負担分については、各幼稚園・認定こども園に確認してください。

※共通事項

- ・4月から8月までは世帯の前年度の市町村民税額、9月から翌年の3月までは当年度の市町村民税額に基づいて保育料を計算します。
- ・ひとり親等の世帯には、母子世帯、父子世帯、障がい者世帯等が含まれます。
- ・保育料は、在園している保育所、幼稚園、認定こども園に期限内に納付してください。
- ・月途中で保育所・幼稚園・認定こども園を退園した場合でも、1ヶ月分を納付していただきます。
- ・各階層区分の課税額には、税額控除を除いた住宅借入金等特別税額控除・配当控除・外国税額控除・寄附金税額控除等の適用はありません。
- ・国の基準額は国が定めている保育料ですが、保護者の負担軽減を図るために、小林市の基準を定めて、差額分を小林市が負担しています。
- ・赤字は平成29年度、青文字は平成30年度からの改正内容です。

※保育所、認定こども園（保育）												
小林市					国							
小林市の階層区分			2号認定	3号認定		国の階層区分			2号認定	3号認定		
区分	定義	保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間	区分	定義	保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間	
A	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0	0	0	0	第1	生活保護世帯	0	0	0	0	
B	市町村民税非課税世帯（ひとり親等の世帯）	第1子	0	0	0	第2	市町村民税非課税世帯（ひとり親等の世帯）	0	0	0	0	
		第2子	0	0	0			0				
B01	市町村民税非課税世帯（ひとり親等の世帯）	第1子	5,000	5,000	7,000	7,000	第2	市町村民税非課税世帯（ひとり親等の世帯）	6,000	6,000	9,000	9,000
		第2子	0	0	0	0						
B02	市町村民税所得割非課税世帯（ひとり親等の世帯）	第1子	5,000	5,000	7,000	7,000	第3	市町村民税所得割非課税世帯（ひとり親等の世帯）	6,000	6,000	9,000	9,000
		第2子	0	0	0	0						
C01	市町村民税所得割非課税世帯（ひとり親等の世帯）	第1子	12,000	11,700	15,000	14,700	第4	市町村民税所得割課税世帯	18,000	17,600	22,000	21,500
		第2子	6,000	5,850	7,500	7,350						
C02	市町村民税所得割課税額48,600円未満（ひとり親等の世帯）	第1子	5,000	5,000	7,000	7,000	第5	市町村民税所得割課税額48,600円以上57,700円未満	9,000	8,800	11,000	10,750
		第2子	0	0	0	0						
D1	48,600円以上57,700円未満（ひとり親等の世帯）	第1子	15,000	14,700	18,000	17,600	第6	市町村民税所得割課税額57,700円以上74,600円未満	24,000	23,500	27,000	26,400
		第2子	7,500	7,350	9,000	8,800						
D01	57,700円以上61,600円未満（ひとり親等の世帯）	第1子	5,000	5,000	7,000	7,000	第7	市町村民税所得割課税額74,600円以上77,101円未満	13,500	13,300	15,000	14,800
		第2子	0	0	0	0						
D02	61,600円以上61,600円未満（ひとり親等の世帯）	第1子	18,000	17,600	22,000	21,500	第8	市町村民税所得割課税額77,101円以上97,000円未満	27,000	26,600	30,000	29,600
		第2子	9,000	8,800	11,000	10,750						
D03	61,600円以上74,600円未満（ひとり親等の世帯）	第1子	5,000	5,000	7,000	7,000	第9	市町村民税所得割課税額97,000円以上121,900円未満	41,500	40,900	44,500	43,900
		第2子	0	0	0	0						
D04	74,600円以上77,101円未満（ひとり親等の世帯）	第1子	24,000	23,500	27,000	26,400	第10	市町村民税所得割課税額121,900円以上151,700円未満	58,000	57,100	61,000	60,100
		第2子	12,000	11,750	13,500	13,200						
E01	77,101円以上97,000円未満（ひとり親等の世帯）	第1子	27,500	26,900	33,000	32,300	第11	市町村民税所得割課税額151,700円以上169,000円未満	58,000	57,100	61,000	60,100
		第2子	13,750	13,450	16,500	16,150						
E02	97,000円以上121,900円未満（ひとり親等の世帯）	第1子	28,000	27,400	38,000	37,200	第12	市町村民税所得割課税額169,000円未満	20,750	20,450	22,250	21,950
		第2子	14,000	13,700	19,000	18,600						
E03	121,900円以上151,700円未満（ひとり親等の世帯）	第1子	30,000	29,400	43,000	42,100	第13	市町村民税所得割課税額151,700円以上169,000円未満	29,000	28,550	30,500	30,050
		第2子	15,000	14,700	21,500	21,050						
F01	151,700円以上169,000円未満（ひとり親等の世帯）	第1子	31,000	30,300	50,000	49,000	第14	市町村民税所得割課税額169,000円以上205,800円未満	77,000	75,800	80,000	78,800
		第2子	15,500	15,150	25,000	24,500						
F02	169,000円以上205,800円未満（ひとり親等の世帯）	第1子	31,500	30,800	54,000	52,900	第15	市町村民税所得割課税額205,800円以上253,600円未満	38,500	37,900	40,000	39,400
		第2子	15,750	15,400	27,000	26,450						
F03	205,800円以上253,600円未満（ひとり親等の世帯）	第1子	32,000	31,300	55,000	53,900	第16	市町村民税所得割課税額253,600円以上301,000円未満	101,000	99,400	104,000	102,400
		第2子	16,000	15,650	27,500	26,950						
G	253,600円以上301,000円未満（ひとり親等の世帯）	第1子	35,500	34,700	60,000	58,800	第17	市町村民税所得割課税額301,000円以上397,000円未満	50,500	49,700	52,000	51,200
		第2子	17,750	17,350	30,000	29,400						
H	397,000円以上（ひとり親等の世帯）	第1子	37,000	36,200	65,000	63,700	第18	市町村民税所得割課税額397,000円以上	50,500	49,700	52,000	51,200
		第2子	18,500	18,100	32,500	31,850						

「ひとり親等の世帯以外」の副食費免除対象ライン
※区分：A～D1（D01は除く）

「ひとり親等の世帯」の副食費免除対象ライン
※区分：D01～D03

・児童年齢は、4月1日現在となります。年度途中で3歳の誕生日を迎えても同年度内の年齢による保育料の変更はありません。

・兄弟が就学前で保育所・認定こども園・幼稚園等に入園している場合、最年長の児童から順に2人目の児童を第2子（保育料半額）、3人目以降の児童を第3子（保育料無料）とします。ただし、兄弟が生計を一にしている場合、以下のとおりとします。

【B階層】B階層の世帯は最年長（年齢制限なし）から順に2人目を第2子（保育料半額）とします。

【C01～D1】C01階層からD1階層までは最年長（年齢制限なし）から順に2人目を第2子（保育料半額）、3人目を第3子（保育料無料）とします。

【ひとり親等の世帯】ひとり親等の世帯であり、A～D03階層までの世帯は、最年長（年齢制限なし）から順に2人目を第2子（保育料半額）とします。

・上記保育料以外に、絵本代等の実費負担があります。実費負担分については、保育所・認定こども園に確認してください。